

岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成20年度第1回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成20年6月4日（水）午前10時から

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

4 事務局

（1）岡山市

片山統括審議監，大杉契約課長，野崎契約課課長代理，森安監理課長，難波監理課契約指導係長，矢部監理課主任

（2）水道局

和気統括審議監，難波水道局次長，近藤管財課課長代理，國富管財課課長補佐，名越管財課主任，林管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

- 1 平成20年度入札契約制度の改正について
- 2 平成19年度契約状況の報告について
- 3 その他

6 会議概要

（1）平成20年度入札契約制度の改正について

Q：入札参加不適格期間の延長で、地方自治法施行令の改正に伴うものと説明があったが、市政協力に対する点数加算，有資格者名簿登載期間の変更及び等級格付の時期の変更も施行令の改正に伴うものですか。

A：入札参加不適格期間の延長と指名停止期間の延長が施行令改正に準拠しています。

Q：準拠していないものは市独自の改正ですか。

A：独自の改正です。

Q：前払金について、今までは10分の4だったと思うが、今回の改正により、工期の2分の1を超えたら、追加で10分の2をもらい、合計10分の6をもらうことになるのか。

A：そうです。

Q：改正理由は何ですか。

A：国，県にならい，建設工事業者の資金繰りを助けることです。

Q：苦しい業者が多いのですか。

A：公共工事も減ってきているので，苦しい業者は多いと思います。ただ，中間前金払をする際には，保証事業会社の保証を締結させるので，万一工事の続行不能等になっても保証されます。

(2) 平成19年度契約状況の報告について

Q：この工事実績は岡山市全体の工事実績ですか。

A：はい。

Q：昔に比べて，かなり金額が小さくなっていますね。

A：はい。

Q：指名停止等状況のところでは，平成19年度の指名停止事由に独占禁止法違反が前年度に比べ圧倒的に多いのはなぜですか。

A：名古屋の地下鉄や防衛省の談合事件があり，多くのゼネコンが指名停止になったためです。

Q：独占禁止法違反82件，談合等6件となっているが，重複してはないのですか。

A：公正取引委員会から独占禁止法違反で排除措置命令，課徴金納付命令が出たものは独占禁止法違反として，公正取引委員会から告訴等を受け検察が捜査した上で，刑法でいう談合罪で逮捕，起訴等となったものを談合等として整理しています。